

【別紙】変更点

イデックスでんき約款

変更箇所	変更前	変更後
13 契約種別	<p>① イデックスでんきファミリープラン</p> <p>(4)料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需要場所を管轄する旧一般電気事業者の算定する燃料費等調整単価に準じて加減するものといたします。</p>	<p>① イデックスでんきファミリープラン</p> <p>(4)料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2(燃料費調整) (1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2(燃料費調整) (1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2(燃料費調整) (1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整) (1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整) (1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整) (1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整) (1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p>
13 契約種別	<p>② イデックスでんき夜トクプラン</p> <p>(6) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需要場所を管轄する旧一般電気事業者の算定する燃料費等調整単価に準じて加減するものといたします。</p>	<p>② イデックスでんき夜トクプラン</p> <p>(6) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整) (1) (イ)によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整) (1) (ニ)によって算定された燃料費調整額を差し引</p>

変更箇所	変更前	変更後
		<p>いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p>
13 契約種別	<p>③ イデックスでんきビジネスプラン A (4)料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需要場所を管轄する旧一般電気事業者の算定する燃料費等調整単価に準じて加減するものといたします。</p>	<p>③ イデックスでんきビジネスプラン A (4)料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p>

変更箇所	変更前	変更後
13 契約種別	<p>④ イデックスでんきビジネスプラン B</p> <p>(6)料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需要場所を管轄する旧一般電気事業者の算定する燃料費等調整単価に準じて加減するものといたします。</p>	<p>④ イデックスでんきビジネスプラン B</p> <p>(6)料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2(燃料費調整) (1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2(燃料費調整) (1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2(燃料費調整)(1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p>
別表 2 燃料費調整	新規追加	<p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス</p>

変更箇所	変更前	変更後
		<p>価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p><math>\alpha = 0.0053</math></p> <p><math>\beta = 0.1861</math></p> <p><math>\gamma = 1.0757</math></p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合  燃料費調整単価 = (27,400 円 - 平均燃料価格) × (2) の基準単価 ÷ 1000</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合  燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 27,400 円) × (2) の基準単価 ÷ 1000</p> <p>ハ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。</p>

変更箇所	変更前	変更後																												
		<table border="1" data-bbox="1294 121 2105 1011"> <thead> <tr> <th data-bbox="1294 121 1612 156">平均燃料価格算定期間</th> <th data-bbox="1621 121 2105 156">燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1294 156 1612 226">毎年1月1日から 3月31日までの期間</td> <td data-bbox="1621 156 2105 226">その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 226 1612 296">毎年2月1日から 4月30日までの期間</td> <td data-bbox="1621 226 2105 296">その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 296 1612 367">毎年3月1日から 5月31日までの期間</td> <td data-bbox="1621 296 2105 367">その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 367 1612 437">毎年4月1日から 6月30日までの期間</td> <td data-bbox="1621 367 2105 437">その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 437 1612 507">毎年5月1日から 7月31日までの期間</td> <td data-bbox="1621 437 2105 507">その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 507 1612 577">毎年6月1日から 8月31日までの期間</td> <td data-bbox="1621 507 2105 577">その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 577 1612 647">毎年7月1日から 9月30日までの期間</td> <td data-bbox="1621 577 2105 647">その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 647 1612 718">毎年8月1日から 10月31日までの期間</td> <td data-bbox="1621 647 2105 718">その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 718 1612 788">毎年9月1日から 11月30日までの期間</td> <td data-bbox="1621 718 2105 788">翌年の1月の検針日から翌年2月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 788 1612 858">毎年10月1日から 12月31日までの期間</td> <td data-bbox="1621 788 2105 858">翌年の2月の検針日から翌年3月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 858 1612 928">毎年11月1日から 1月31日までの期間</td> <td data-bbox="1621 858 2105 928">翌年の3月の検針日から翌年4月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 928 1612 1011">毎年12月1日から 2月末日までの期間</td> <td data-bbox="1621 928 2105 1011">翌年の4月の検針日から翌年5月の検針日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1294 1082 1496 1114">ニ 燃料費調整額</p> <p data-bbox="1294 1129 2141 1209">燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p data-bbox="1294 1276 1473 1308">(2)基準単価</p> <p data-bbox="1294 1324 2141 1404">基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1294 1417 2123 1455"> <tr> <td data-bbox="1294 1417 1702 1455">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1711 1417 2123 1455">17銭6厘</td> </tr> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年2月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年3月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から 1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年4月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から 2月末日までの期間	翌年の4月の検針日から翌年5月の検針日の前日までの期間	1キロワット時につき	17銭6厘
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																													
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																													
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																													
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																													
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																													
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																													
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																													
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																													
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間																													
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年2月の検針日の前日までの期間																													
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年3月の検針日の前日までの期間																													
毎年11月1日から 1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年4月の検針日の前日までの期間																													
毎年12月1日から 2月末日までの期間	翌年の4月の検針日から翌年5月の検針日の前日までの期間																													
1キロワット時につき	17銭6厘																													

変更箇所	変更前	変更後
		<p>(3) 燃料費調整単価等の揭示</p> <p>当社は、(1) (イ)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1) (ロ) によって算定された燃料費調整単価を当社のウェブサイト等に揭示いたします。</p>
<p>別表 3 離島ユニバーサルサービス調整</p>	<p>新規追加</p>	<p>(1)離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p>イ 離島平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>離島平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p><math>\alpha = 1.0000</math></p> <p><math>\beta = 0.0000</math></p> <p><math>\gamma = 0.0000</math></p>

変更箇所	変更前	変更後
		<p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価  離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合  離島ユニバーサルサービス調整単価 = (52,500円 - 離島平均燃料価格) × (2)の離島基準単価 ÷ 1,000</p> <p>(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を上回り，かつ，78,800円以下の場合  離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - 52,500円) × (2)の離島基準単価 ÷ 1,000</p> <p>(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が78,800円を上回る場合  離島平均燃料価格は，78,800円といたします。  離島ユニバーサルサービス調整単価 = (78,800円 - 52,500円) × (2)の離島基準単価 ÷ 1,000</p> <p>ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用  各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，次のとおりといたします。</p>

変更箇所	変更前	変更後																												
		<table border="1" data-bbox="1301 129 2096 1002"> <thead> <tr> <th data-bbox="1301 129 1615 164">離島平均燃料価格算定期間</th> <th data-bbox="1624 129 2096 164">離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1301 170 1615 234">毎年1月1日から 3月31日までの期間</td> <td data-bbox="1624 170 2096 234">その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 240 1615 304">毎年2月1日から 4月30日までの期間</td> <td data-bbox="1624 240 2096 304">その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 311 1615 375">毎年3月1日から 5月31日までの期間</td> <td data-bbox="1624 311 2096 375">その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 381 1615 445">毎年4月1日から 6月30日までの期間</td> <td data-bbox="1624 381 2096 445">その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 451 1615 515">毎年5月1日から 7月31日までの期間</td> <td data-bbox="1624 451 2096 515">その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 521 1615 585">毎年6月1日から 8月31日までの期間</td> <td data-bbox="1624 521 2096 585">その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 592 1615 655">毎年7月1日から 9月30日までの期間</td> <td data-bbox="1624 592 2096 655">その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 662 1615 726">毎年8月1日から 10月31日までの期間</td> <td data-bbox="1624 662 2096 726">その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 732 1615 796">毎年9月1日から 11月30日までの期間</td> <td data-bbox="1624 732 2096 796">翌年の1月の検針日から翌年2月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 802 1615 866">毎年10月1日から 12月31日までの期間</td> <td data-bbox="1624 802 2096 866">翌年の2月の検針日から翌年3月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 873 1615 936">毎年11月1日から 1月31日までの期間</td> <td data-bbox="1624 873 2096 936">翌年の3月の検針日から翌年4月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 943 1615 1002">毎年12月1日から 2月末日までの期間</td> <td data-bbox="1624 943 2096 1002">翌年の4月の検針日から翌年5月の検針日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1285 1034 1731 1066">ニ 離島ユニバーサルサービス調整額</p> <p data-bbox="1285 1086 2107 1219">離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。</p> <p data-bbox="1285 1240 1503 1272">(2) 離島基準単価</p> <p data-bbox="1285 1292 2107 1374">離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1292 1390 2130 1430"> <tr> <td data-bbox="1292 1390 1697 1430">1キロワット時につき。</td> <td data-bbox="1706 1390 2130 1430">3厘。</td> </tr> </table>	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年2月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年3月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から 1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年4月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から 2月末日までの期間	翌年の4月の検針日から翌年5月の検針日の前日までの期間	1キロワット時につき。	3厘。
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間																													
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																													
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																													
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																													
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																													
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																													
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																													
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																													
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間																													
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年2月の検針日の前日までの期間																													
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年3月の検針日の前日までの期間																													
毎年11月1日から 1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年4月の検針日の前日までの期間																													
毎年12月1日から 2月末日までの期間	翌年の4月の検針日から翌年5月の検針日の前日までの期間																													
1キロワット時につき。	3厘。																													

変更箇所	変更前	変更後
		<p>(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の揭示</p> <p>当社は、(1) (イ)の各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1) (ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社のウェブサイト等に揭示いたします。</p>